

令和元年10月31日

国土交通省中部地方整備局

静岡国道事務所

県内初「不当要求防止協議会」を設立します

静岡国道事務所では、静岡県内で初めての取り組みとして、反社会的勢力等による不当要求行為等の排除を一層進めるため「静岡国道事務所不当要求防止協議会」を設立する運びとなりました。

これにより、静岡県警察本部及び当事務所管内の9つの警察署、静岡県弁護士会並びに（公財）静岡県暴力追放運動推進センターの支援を、職員のみならず受注者も得て、事業の円滑な施行を確保することとなりましたので、お知らせします。

静岡国道事務所は、国道1号、52号、139号という静岡県中部地区の3路線で、年間140本を越える工事や業務を発注しています。

公共事業では、反社会的勢力等からの不当要求を受けることが少なくないため、中部地方整備局管内の各県警察本部・弁護士会・暴力追放センターと「不当要求防止対策連絡会」を組織し、密接な連携を図ってきました。

この度、既存の防止対策を発展させ、職員のみならず受注者の安全をも確保し、不測の事態に万全を期すことを目的に、静岡国道事務所独自の不当要求防止対策協議会を設立する運びとなりました。

1. 日 時 11月7日（木） 13:30～

2. 場 所 静岡国道事務所（静岡市葵区南安倍2丁目8-1）

3. 配 布 先 静岡県政記者クラブ

問い合わせ先

中部地方整備局 静岡国道事務所

副 所 長 小森 和弘（内線：203）

用地対策官 伊藤 裕規（内線：207）

電話番号 054-250-8902（直通）

静岡国道事務所 不当要求防止協議会 連絡体制

